

# 居宅介護支援事業所 あたごナーシングビラ運営規程

## 第1条 (事業の目的)

医療法人 浩成会が開設する指定居宅介護支援事業所あたごナーシングビラが行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員研修の修了者が、介護相談、介護計画等を支援する事を目的とする。

## 第2条 (運営方針)

- 1 居宅介護支援事業所あたごナーシングビラは、被保険者が要介護状態となった場合その可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行われること。
- 2 居宅介護支援事業所あたごナーシングビラは、被保険者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。又、被保険者が申請を行われているか否かを確認してその支援も行う。
- 3 居宅介護支援事業所あたごナーシングビラは、被保険者の選択により、心身状況、その置かれている環境等に応じて、適切な保険医療サービス及び福祉サービス、施設等の多様なサービスと事業所の連携を得て、総括的かつ効果的に介護計画を提供されるよう配慮し努める。
- 4 居宅介護支援事業所あたごナーシングビラは、市町村から介護認定調査の委託を受けた場合は公平、中立、さらに被保険者に対し正しい調査を行い、その知識を有するよう研修を行う。
- 5 居宅介護支援事業所あたごナーシングビラは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスの種類、特定の事業者に不当に偏する事のないよう公平、中立に行う。

## 第3条 (事業所の名称)

この事業を行う事業所の名称は「居宅介護支援事業所あたごナーシングビラ」（以下「事業所」）と称する。

#### 第4条（事業所の設置）

事業所は茨城県笠間市土師 1080-1

#### 第5条（実施主体）

事業の実施主体は、医療法人 浩成会 介護老人保健施設 あたごナーシングビラとする。

#### 第6条（従業員の種類、員数及び職務内容）

1. 管理者 1名
  - (イ) 事業所を代表し、業務の総括の任に当たる。
  - (ロ) 他の業務との兼務をしても差し支えない。
2. 居宅介護支援専門員 2名
  - (イ) 第2条の業務に当たる。
  - (ロ) 利用者35名又はその端数を増すごとに1名を標準とする。
3. 事務員（兼務）
4. 職員の資質向上の為に研修を確保する。
5. 職員が常に清潔保持、健康状態について必要な処置をおこなう

#### 第7条（営業日、営業時間）

1. この事業は、毎週月曜から金曜日迄とし、国民の祝日及び12月30日から1月3日までの年末年始を特別休暇とする。
2. 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分迄とする。

#### 第8条（居宅介護支援事業所の提供方法）

1. 事業所の管理は、介護支援専門員に身分を証明する書類を携行させ初回訪問時、又は利用者から求められたときは、これを掲示すべき旨を指導する。
2. 事業所は、被保険者介護認定確認及び申請代行さらに市町村の委託の要介護認定調査については、その者の掲示する被保険者証を確認する。
3. 介護認定における市町村の委託調査については、調査の留意事項に精通し、公平、中立で正確な調査が行われる事業である。

4. 事業所は、町内の被保険者から介護を要する者の発見に努め、要介護認定の申請が行われているか確認し、行われていない場合は、被保険者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるように支援する。
5. 要介護認定者等の更新申請は、現在の要介護認定等の有効期限が終了する1ヵ月前からできるように必要な支援をする。
6. 事業所は、要介護認定者の在宅サービス計画の作成を被保険者と家族の意思を尊重して、医療保険サービス・福祉サービス等の多様なサービスをサービス事業者と連携し、総合的、効果的な介護計画を作成し、被保険者の承認を得てサービス提供の手続きを行う。
7. 事業所は、被保険者の要介護認定等に係る相談を、事業所に専用の相談室を設置し相談室にて相談業務を行うものとする。
8. 事業所の介護支援専門員は、利用者に対し定期的に月1回以上の訪問を行うものとする。
9. 事業者は、正当な理由がなく業務の提供を拒否してはならない。
  - (イ) 正当な理由とは、法第24条2項に規程する介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないとき。
  - (ロ) 偽りとその他不正の行為によって保険給付を受けた。又受けようとしたとき。
  - (ハ) 以上のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

## 第9条（居宅介護支援事業の内容）

1. 市町村が行う介護保険訪問調査の委託を受ける事が出来る。
2. 居宅介護サービス計画の作成。

### （居宅介護サービス計画の担当設置）

- (イ) 管理者は、介護支援専門員に居宅介護サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

### （利用者に情報提供）

- (ロ) 作成開始に当たっては、利用者及び家族に対し、当該地区における指定居宅サービス事業者の名簿、サービス内容、利用料金の情報を提供し、利用者がサービスの選択を求められるようにする。

(利用者の実態把握)

- (ハ) 介護支援専門員は、居宅介護サービス計画作成に当たって利用者の有している能力、提供を受けているサービス、そこにおかれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援し、解決すべき問題を把握しなければならない。
- 尚、アセスメントは MDS-HC/CAPS 法に基づいて行うものとする。

(居宅サービス計画の原案)

- (ニ) 介護支援専門員は、利用者、家族の指定された場所においてサービス並びに利用者についての把握された課題に基づき、当該地域における介護給付等の対象サービスが提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービスの原案を作成する。

(担当者会議)

- (ホ) 介護支援専門員は居宅サービス計画の原案に位置づいたサービスの担当者から、会議の招集、照合等により、当該居宅サービス計画の原案内容について、専門的な見地から必要に応じて会議を開催し意見を求めるものとする。
- (会議室は別紙参照)

(意見の同意)

- (ヘ) 介護支援専門員は、利用者、家族に対し、サービスの種類、内容、利用料等について説明し、文書により同意を得る。

### 3. サービスの実施状況の継続的な把握、評価

介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、利用者、家庭への訪問、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行う事により、実施状況の把握を行い利用者の課題把握を必要に応じて、居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整、その他の便宜の提供を行う。

### 4. 介護保険施設の紹介等

- (イ) 介護支援専門員は、利用者がその居宅においてサービス提供が困難になったと認める場合、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には介護保険施設へ紹介その他の便宜の提供を行う。
- (ロ) 介護支援専門員は、介護保険施設から退院又は退所しようとする要介護者が依頼があった場合には、円滑に居宅における生活へ移行できるよう、居宅サービス計画の作成等の援助を行う。

## 第10条（利用料、その他の費用）

1. 事業所は、申請支援、居宅サービス計画作成費用については、利用者その家族から一切の費用負担を行わない。＊厚生大臣の定める額とする。
2. 実施地区外からの利用者の要請があった時は、交通費については利用者の文書による同意を得てから、10kmごとに300円の費用を徴収する

## 第11条（通常の事業の実施地域）

居宅介護支援事業所あたらしくナーシングビラの実施地域については、笠間市

## 第12条（法定代理受領サービスに係る報告）

指定居宅支援事業者は、毎月市町村に対し、居宅サービス計画、その実施状況に関する書類を交付しなければならない。

## 第13条（秘密保持）

居宅介護支援事業所あたらしくナーシングビラの介護支援専門員やその他の職員は、正当な理由がなくその事実上知り得た利用者、その家族等の秘密を漏らしてはならない。又その必要な措置を講ずる。

## 第14条（その他運営に関する重要事項）

1. 居宅介護支援事業所あたらしくナーシングビラは他の会計と区別し、毎年7月1日から6月30日の会計期間とする。
2. 居宅介護支援事業所あたらしくナーシングビラの運営規程の概要、介護支援専門員、その他の職員の勤務体制、サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。
3. 介護支援専門員は、サービス提供を利用者に強要又は、当該事業者から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。
4. 居宅介護支援事業所あたらしくナーシングビラは、設備、備品、職員、会計に関する所記録の整備を行う。又、居宅サービス計画、サービス担当者会議、居宅支援の提供に関する記録整備を完結の日から5年間保存しなければならない。

#### 第 15 条（虐待の防止のための措置に関する事項）

1. 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するために、必要な措置を講ずるものとする。
2. 虐待の防止のための指針を整備し、利用者等の人権の擁護を整備する
3. 青年後見度の利用を支援する。
4. 虐待防止の措置を講ずるために担当者を置く。

#### 第 16 条（身体拘束等の適正化に関する事項）

事業所は、身体拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の措置を講ずるものとする。

1. 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。
2. 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

#### 第 17 条（非常災害対策）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するために、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。従業者に対し、業務継続について周知するとともに、必要な研修、定期的な訓練を行うこととする。

#### 第 18 条（業務におけるハラスメント）

事業所は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、利用者宅・職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言葉であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

この運営規定は令和 7 年 7 月 1 日から施行する